

The safe handling of the marine application fire extinguisher

船舶用消火器の安全な取り扱い

The safe handling of the marine application fire extinguisher

設置している消火器を点検してください。

出航前には、消火器の現状をよく点検して、本体表面やキャップにサビ、腐食や傷、変形、ゆがみ等（下記写真参照）が無いことを確認してください。

加圧式消火器は、使用時に急激に内圧がかかりますので、腐食等がありますと思われ破裂事故を起こす危険性がありますので、**サビ・腐食等を見つけられた場合は、速やかに販売店等に連絡して新しい消火器に取り替えてください。**

また、廃棄消火器の処分につきましては、廃FRP船処理と同様に、広域認定制度による回収を行っておりますので、購入されました販売店等にご相談ください。

（裏面にも記載しております。ご参照ください。）

●このような消火器は絶対に使用しないでください。

※たとえ少量のサビでも強度が劣化している可能性がありますので、新しい消火器に交換してください。



サビ



サビ・腐食



腐食・変形

サビ・腐食



サビ



●廃棄時の注意

廃棄消火器は、強い圧力に耐えきれず破裂することがありますので、**消火薬剤を放出する目的でレバーを握ったり、たとえ訓練でも決して使用しないでください。**また自分で分解したりすることもおやめください。



小型船舶関連事業協議会

<http://www.jc-kyougikai.org/index.html>

東京都千代田区九段北4丁目1番3号（飛栄九段北ビル5階）TEL:03-3239-0091/FAX:3239-0091

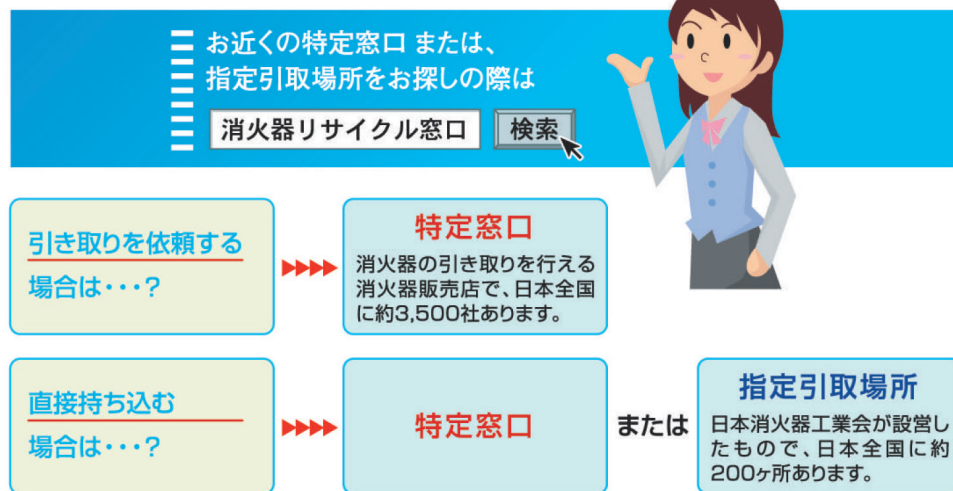


はじまっています。消火器のリサイクル。

It begins. The recycling of the fire extinguisher.

古くなった消火器をリサイクル・廃棄するには、
リサイクルシステム取扱窓口までお問い合わせください。

(社)日本消火器工業会による廃消火器リサイクルシステムの運用がスタートしました。システム開始後に製造する消火器はリサイクルシール付きで販売していますが、既販消火器を廃棄するにはリサイクルシールの購入、貼付が必要です。古くなった消火器をリサイクル・廃棄する場合は、お近くのリサイクルシステム取扱窓口までお問い合わせください。取扱窓口は「**特定窓口**」と「**指定引取場所**」の2種類です。



リサイクルシールの貼り方について

リサイクルシールには、貼付位置があります。下記の通り貼ってください。なお、リサイクルシールの上に他のシールを貼ったり、リサイクルシールについているバーコードをこすったりしないようご注意ください。

シールを貼る前に…

シール貼付け部分が汚れていると、剥がれやすくなります。布等で汚れをよく拭きとってから貼付けてください。



2010年以降に製造された消火器



製品にはリサイクルシールが貼られています。耐用年数を過ぎたら、取扱窓口に引き渡してください。

リサイクルシールが貼られていない消火器



既販品用シールを購入し、消火器に貼り付けてから、取扱窓口に引き渡してください。

●既販品用シールの価格は

オープン価格となり、リサイクルシステム取扱窓口がそれぞれ設定しています。

※既販品用シールは、取扱窓口がない場合があります。ご相談いただく際に、ご確認をお願いします。特に持ち込む場合はご注意ください。

※詳しくはお近くの取扱窓口にお問い合わせください。

●既販品用シールの種別と対象品目について

既販品用シールは、大型用、小型用がありますのでご注意ください。

※移動式粉末消火設備、パッケージ型消火設備等も対象品です。

リサイクル施設で 消火器を解体・選別します。

金属部分 → リサイクル(売却)

消火薬剤 → 再生

ゴム・樹脂部分 → 廃棄物として処分

粉末消火薬剤は
リサイクル後に商品として
製造・出荷されます。